

民法等（成年後見等関係）の改正に関する要綱案(案)(1)

第1 法定後見制度

（前注）1及び2の規律は、民法（明治29年法律第89号）第7条から第19条まで、第876条の4及び第876条の9の規律を削除し、又は改め、さらに、法定後見制度との関係では、同法第859条の規律を削除するものとする。

1 補助の開始の要件及び効果等

補助の開始の要件及び効果等について、次のような規律を設けるものとする。

(1) 補助開始の審判

① 精神上の理由により事理を弁識する能力が不十分である者については、家庭裁判所は、本人、配偶者、四親等内の親族、未成年後見人、未成年後見監督人、補助開始の審判を請求することができる者として公正証書によって本人の指定した者又は検察官の請求により、補助開始の審判をすることができる。

② 本人以外の者の請求により、補助開始の審判をするには、本人の同意がなければならない。ただし、本人がその意思を表示することができない場合は、この限りでない。

③ 補助開始の審判は、補助人の同意を要する旨の審判若しくは特定補助人を付する処分の審判のいずれか又は補助人に代理権を付与する旨の審判をする必要がある場合において、これらの審判と同時にしなければならない。

④ 補助開始の審判を受けた者に、補助人を付する。

(2) 公正証書による指定

① (1)①の公正証書による指定をする場合には、本人が、特定の者を補助開始の審判をすることができる者として指定する旨を公証人に口授しなければならない。

② ①の公正証書は、公証人法（明治41年法律第53号）の定めるところにより作成するものとする。

③ 口がきけない者が①の指定をする場合には、本人は、公証人の前で、特定の者を補助開始の審判を請求することができる者として指定する旨を通訳人の通訳により申述し、又は自書して、①の口授に代えなければならない。

④ 公証人は、③に定める方式に従って公正証書を作ったときは、その旨

をその証書に記載し、又は記録しなければならない。

(3) 補助人の同意を要する旨の審判等

① 家庭裁判所は、次に掲げる場合において、必要があると認めるときは、補助開始の審判を受けた者（補助開始の審判を受ける者となるべき者を含む。(4)①及び(5)①においてにおいて同じ。）が特定の行為をするにはその補助人の同意を得なければならない旨の審判をすることができる。ただし、日用品の購入その他日常生活に関する行為については、この限りでない。

一 補助開始の審判をする場合において、(1)①に規定する者から請求があったとき。

二 補助開始の審判があった後、(1)①に規定する者又は補助人若しくは補助監督人から請求があったとき。

② ①の特定の行為は、次に掲げる行為のうち家庭裁判所が定めるものをいう。

一 預金又は貯金の預入又は払戻しの請求をすること。

二 元本を領収し、又は利用すること。

三 借財又は保証をすること。

四 居住建物の大修繕に関する工事の請負契約その他重要な役務の提供に関する契約を締結すること。

五 不動産その他重要な財産に関する権利の得喪を目的とする行為をすること。

六 訴訟行為をすること。

七 贈与、和解又は仲裁合意（仲裁法（平成十五年法律第百三十八号）第二条第一項に規定する仲裁合意をいう。）をすること。

八 相続の承認若しくは放棄又は遺産の分割をすること。

九 贈与の申込みを拒絶し、遺贈を放棄し、負担付贈与の申込みを承諾し、又は負担付遺贈を承認すること。

十 第六百二条に定める期間を超える賃貸借をすること。

十一 前各号に掲げる行為を制限行為能力者の法定代理人としてすること。

③ 本人以外の者の請求により補助人の同意を要する旨の審判をするには、本人の同意がなければならない。ただし、本人がその意思を表示することができない場合は、この限りでない。

④ 補助人の同意を得なければならない行為について、補助人が補助開始の審判を受けた者の利益を害するおそれがないにもかかわらず同意をしないときは、家庭裁判所は、補助開始の審判を受けた者の請求によ

り、補助人の同意に代わる許可を与えることができる。

⑤ 補助人の同意を得なければならない行為であって、その同意又はこれに代わる許可を得ないでしたものは、取り消すことができる。

⑥ 補助人の同意を要する旨の審判をする場合において、特定補助人を付する処分の審判があるときは、家庭裁判所は、当該審判を取り消さなければならない。

(4) 特定補助人を付する処分の審判等

① 家庭裁判所は、次に掲げる場合において、補助開始の審判を受けた者が精神上の理由により事理を弁識する能力を欠く常況にある者であり、かつ、必要があると認めるときは、その者のため⑤に規定する権限を有する補助人として特定補助人を付する処分の審判をすることができる。

一 補助開始の審判をする場合において、(1)①に規定する者から請求があったとき。

二 補助開始の審判があった後、(1)①に規定する者又は補助人若しくは補助監督人から請求があったとき。

② 特定補助人を付する処分の審判があったときは、特定補助人を付する処分の審判を受けた者がした(3)②各号に掲げる行為(日用品の購入その他日常生活に関する行為を除く。)は、取り消すことができる。

③ 家庭裁判所は、必要があると認めるときは、(1)①に規定する者又は特定補助人若しくは補助監督人の請求により、(3)②各号に掲げる行為以外の特定の行為について、特定補助人を付する処分の審判を受けた者がした行為を取り消すことができるものとする旨の審判をすることができる。ただし、日用品の購入その他日常生活に関する行為については、この限りでない。

④ 特定補助人を付する処分の審判をする場合において、補助人の同意を要する旨の審判があるときは、家庭裁判所は、当該審判を取り消さなければならない。

⑤ 特定補助人は、次に掲げる行為をする権限を有する。

一 ②の規定により、又は③の規定による審判により取り消すことができる行為についての取消権の行使

二 特定補助人を付する処分の審判を受けた者に対する意思表示の受領

三 特定補助人を付する処分の審判を受けた者の財産に関する保存行為

(5) 補助人に代理権を付与する旨の審判

① 家庭裁判所は、次に掲げる場合において、必要があると認めるときは、

補助開始の審判を受けた者のために特定の法律行為について補助人に代理権を付与する旨の審判をすることができる。

一 補助開始の審判をする場合において、(1)①に規定する者から請求があったとき。

二 補助開始の審判があった後、(1)①に規定する者又は補助人若しくは補助監督人から請求があったとき。

② 本人以外の者の請求により①の規定による審判をするには、本人の同意がなければならない。ただし、本人がその意思を表示することができない場合は、この限りでない。

(後注)

取消権者の規律については、現行民法第120条第1項（行為能力の制限によって取り消すことができる行為は、制限行為能力者（他の制限行為能力者の法定代理人としてした行為にあつては、当該他の制限行為能力者を含む。）又はその代理人、承継人若しくは同意をすることができる者に限り、取り消すことができる。）を維持するものとする。

2 補助開始の審判等の取消し

補助開始の審判等の取消しについて、次のような規律を設けるものとする。

① 1 (1)①に規定する原因が消滅したときは、家庭裁判所は、1 (1)①に規定する者又は補助人若しくは補助監督人の請求により、補助開始の審判を取り消さなければならない。

② 家庭裁判所は、必要がなくなつたと認めるときは、1 (1)①に規定する者又は補助人若しくは補助監督人の請求により、補助人の同意を要する旨の審判の全部又は一部を取り消すことができる。

③ 1 (4)①に規定する原因が消滅したときは、家庭裁判所は、1 (1)①に規定する者又は特定補助人若しくは補助監督人の請求により、特定補助人を付する処分の審判を取り消さなければならない。

④ 家庭裁判所は、必要がなくなつたと認めるときは、1 (1)①に規定する者又は特定補助人若しくは補助監督人の請求により、特定補助人を付する処分の審判又は1 (4)③の規定による審判の全部若しくは一部を取り消すことができる。

⑤ 家庭裁判所は、必要がなくなつたと認めるときは、1 (1)①に規定する者又は補助人若しくは補助監督人の請求により、代理権を付与する旨の審判の全部又は一部を取り消すことができる。

⑥ 補助人の同意を要する旨の審判、特定補助人を付する処分の審判及び

代理権を付与する旨の審判を全て取り消す場合には、家庭裁判所は、補助開始の審判を取り消さなければならない。

(前注) 法定後見制度との関係では民法第4編第5章の規律を削除するものとし、また、同編第6章の規律を補助の規律に改めるものとする。

3 補助人の選任等

(1) 補助人を特定補助人と定めること

補助人を特定補助人と定めることについて、次のような規律を設けるものとする。

家庭裁判所は、特定補助人を付する処分の審判を受けた者について、新たに補助人を選任するときは、職権で、補助人を特定補助人と定める。

(2) 補助人の選任

民法第876条の7第2項において準用する第843条第4項の規律を次のように改めるものとする。

補助人を選任するには、補助開始の審判を受けた者の意見、心身の状態並びに生活及び財産の状況、補助人となる者の職業及び経歴並びに補助開始の審判を受けた者との利害関係の有無（補助人となる者が法人であるときは、その事業の種類及び内容並びにその法人及びその代表者と補助開始の審判を受けた者との利害関係の有無）その他一切の事情を考慮しなければならない。

4 補助人の解任等

(1) 補助人の解任

民法第876条の7第2項において準用する第846条の規律を次のように改めるものとする。

次に掲げる事由があるときは、家庭裁判所は、補助監督人、補助開始の審判を受けた者若しくはその親族若しくは検察官の請求により又は職権で、補助人を解任することができる。

一 補助人が不正な行為をしたとき。

二 補助人がその任務に著しく反したことによりその職務を継続させることが相当でないとき。

三 補助開始の審判を受けた者の利益のため特に必要があるとき。

(2) 補助人の欠格事由

民法第876条の7第2項において準用する第847条の規律を次のように改めるものとする。

次に掲げる者は、補助人となることができない。

- 一 未成年者
- 二 家庭裁判所で免ぜられた法定代理人又は補助人（(1)三の事由により解任されたものを除く。）
- 三 破産者
- 5 四 補助開始の審判を受けた者に対して訴訟をし、又はした者並びにその配偶者及び直系血族
- 五 行方の知れない者

5 本人の意思の尊重及び身上の配慮

10 民法第876条の10第1項において準用する第876条の5第1項の規律を次のように改めるものとする。

- ① 補助人は、補助の事務を行うに当たっては、補助開始の審判を受けた者の心身の状態に応じて、その者に対し、その事務に関する情報の提供をしてその者のその事務に関する陳述を聴取することその他の適切な方法により、その事務に関する意向を把握するようにしなければならない。
- 15 ② 補助人は、補助の事務を行うに当たっては、①に規定する方法により把握した補助開始の審判を受けた者の意向を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならない。

20 6 補助人の報酬

民法第876条の10第1項において準用する第862条の規律を次のように改めるものとする。

家庭裁判所は、補助の事務の内容、補助人及び補助開始の審判を受けた者の資力その他の事情によって、補助開始の審判を受けた者の財産の中から、
25 相当な報酬を補助人に与えることができる。

7 補助人の家庭裁判所への報告

補助人の家庭裁判所への報告について、次のような規律を設けるものとする。

- 30 ① 補助人は、家庭裁判所の定めるところにより、毎年一回一定の時期に、補助開始の審判を受けた者の状況その他家庭裁判所の命ずる事項を家庭裁判所に報告しなければならない。
- ② 家庭裁判所は、①の規定による報告を受けた場合において、第1の2①から⑤までに規定するときは、職権で、第1の2①から⑤までの規定による審判をすることができる。
- 35

8 特定補助人の事務

(1) 財産の調査及び目録の作成

特定補助人の財産の調査及び目録の作成について、次のような規律を設けるものとする。

① 特定補助人は、特定補助人として付され、又は定められた後、遅滞なく、特定補助人を付する処分の審判を受けた者の財産の調査に着手し、1か月以内に、その調査を終わり、かつ、その目録を作成しなければならない。ただし、この期間は、家庭裁判所において伸長することができる。

② 財産の調査及びその目録の作成は、補助監督人があるときは、その立会いをもってしなければ、その効力を生じない。

③ ①及び②の規定は、特定補助人として付され、又は定められた後特定補助人を付する処分の審判を受けた者が包括財産を取得した場合について準用する。

(2) 特定補助人による郵便物等の管理

特定補助人による郵便物等の管理について、次のような規律を設けるものとする。

① 家庭裁判所は、特定補助人がその事務を行うに当たって必要がある
と認めるときは、特定補助人の請求により、信書の送達の事業を行う者
に対し、期間を定めて、特定補助人を付する処分の審判を受けた者に宛
てた郵便物又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14
年法律第99号）第2条第3項に規定する信書便物（⑤から⑦までにお
いて「郵便物等」という。）を特定補助人に配達すべき旨を囑託するこ
とができる。

② ①の囑託の期間は、六か月を超えることができない。

③ 家庭裁判所は、①に規定する審判があった後事情に変更を生じたときは、特定補助人を付する処分の審判を受けた者、特定補助人若しくは補助監督人の請求により又は職権で、①に規定する囑託を取り消し、又は変更することができる。ただし、その変更の審判においては、①に規定する審判において定められた期間を伸長することができない。

④ 特定補助人の任務が終了したときは、家庭裁判所は、①に規定する囑託を取り消さなければならない。

⑤ 特定補助人は、特定補助人を付する処分の審判を受けた者に宛てた郵便物等を受け取ったときは、これを開いて見ることができる。

⑥ 特定補助人は、その受け取った⑤の郵便物等で特定補助人の事務に関しないものは、速やかに特定補助人を付する処分の審判を受けた者

に交付しなければならない。

- ⑦ 特定補助人を付する処分の審判を受けた者は、特定補助人に対し、特定補助人が受け取った⑤の郵便物等（⑥により特定補助人を付する処分の審判を受けた者に交付されたものを除く。）の閲覧を求めることができる。

9 補助開始の審判を受けた者の死亡後の補助人等の権限

補助開始の審判を受けた者の死亡後の補助人の権限（死後事務）等について、次のような規律を設けるものとする。

- ① 補助人は、補助開始の審判を受けた者が死亡した場合において、必要があるときは、家庭裁判所の許可を得て、その死体の火葬又は埋葬に関する契約の締結をすることができる。
- ② 補助人は、補助開始の審判を受けた者が死亡した場合において、必要があるときは、補助開始の審判を受けた者の相続人の意思に反することが明らかなときを除き、相続人が相続財産を管理することができるに至るまで、次に掲げる行為（当該死亡した時における権限内の行為に限る。）をすることができる。ただし、三に掲げる行為をするには、家庭裁判所の許可を得なければならない。
- 一 相続財産に属する特定の財産の保存に必要な行為
 - 二 相続財産に属する債務（弁済期が到来しているものに限る。）の弁済
 - 三 相続財産の保存に必要な行為（一、二に掲げる行為を除く。）

第2 法定後見制度の本人等に関する民法の規定

1 時効の完成猶予

民法第158条の規律を次のように改めるものとする。

- ① 時効の期間の満了前6か月以内の間に未成年者又は特定補助人を付する処分の審判を受けた者に法定代理人がないときは、その未成年者若しくは特定補助人を付する処分の審判を受けた者が行為能力者となった時又は法定代理人が就職した時から6か月を経過するまでの間は、その未成年者又は特定補助人を付する処分の審判を受けた者に対して、時効は、完成しない。
- ② 未成年者がその財産を管理する父、母又は未成年後見人に対して権利を有するときは、その未成年者が行為能力者となった時又は後任の法定代理人が就職した時から6か月を経過するまでの間は、その権利について、時効は、完成しない。特定補助人を付する処分の審判を受けた者が特定補助人に対して権利を有するときも、同様とする。

2 代理権の消滅事由等

(1) 代理権の消滅事由

民法第111条第1項第2号の規律を次のように改めるものとする。

代理人の死亡又は代理人が破産手続開始の決定若しくは特定補助人を付する処分の審判を受けたこと。

(2) 委任の終了事由

民法第653条第3号の規律を次のように改めるものとする。

受任者が特定補助人を付する処分の審判を受けたこと。

3 相続の承認又は放棄をすべき期間

民法第917条の規律を次のように改めるものとする。

相続人が未成年者又は特定補助人を付する処分の審判を受けた者であるときは、民法第915条第1項の期間は、その法定代理人が未成年者又は特定補助人を付する処分の審判を受けた者のために相続の開始があったことを知った時から起算する。

4 遺言

民法第973条第1項の規律を次のように改めるものとする。

特定補助人を付する処分の審判を受けた者が事理を弁識する能力を一時回復した時において遺言をするには、医師2人以上の立会いがなければならない。

第3 意思表示の受領能力等

1 意思表示の受領能力

民法第98条の2の規律を次のように改めるものとする。

意思表示の相手方がその意思表示を受けた時に意思能力を有しなかったとき又は未成年者若しくは特定補助人を付する処分の審判を受けた者であったときは、その意思表示をもってその相手方に対抗することができない。ただし、次に掲げる者がその意思表示を知った後は、この限りでない。

一 相手方の法定代理人

二 意思能力を回復し、又は行為能力者となった相手方

2 意思表示の受領の特別代理人

事理弁識能力を欠く常況にある者に対する意思表示の特別代理人について、次のような規律を設けるものとする。

- ① 意思表示の相手方が精神上の理由により事理を弁識する能力を欠く常況にある者である場合において、その者のためにその意思表示を受ける者がいないときは、家庭裁判所は、表意者の請求により、特別代理人を選任することができる。
- ② ①の特別代理人は、①の事理を弁識する能力を欠く常況にある者のために①の意思表示を受けることができる。
- ③ ①の特別代理人は、①の事理を弁識する能力を欠く常況にある者につき、必要があると認めるときは、補助開始の審判又は補助人に代理権を付与する旨の審判の請求をすることができる。
- ④ ①に規定する原因が消滅したときその他①の特別代理人が②及び③に規定する行為をする必要がなくなつたと認めるときは、家庭裁判所は、①の特別代理人の請求により又は職権で、①に規定する審判を取り消さなければならない。
- ⑤ 家庭裁判所は、いつでも、①の特別代理人を改任することができる。
- ⑥ ①の特別代理人の選任を申し立てるときは、家庭裁判所の定める金額を予納しなければならない。
- ⑦ 家庭裁判所は、⑥により予納された額の中から、相当な報酬を①の特別代理人に与えることができる。
- ⑧ 民法第644条の規定は、①の特別代理人について準用する。

第4 任意後見制度

1 定義

任意後見契約法（平成11年法律第150号。以下「任意後見契約法」という。）第2条第1号、第3号及び第4号の規律を次のように改めるものとする。

第1号 任意後見契約 委任者が、受任者に対し、精神上の理由により事理を弁識する能力が不十分な状況における自己の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務の全部又は一部を委託し、その委託に係る事務について代理権を付与する委任契約であつて、任意後見開始の審判がされた時からその効力を生ずる旨の定めのあるものをいう。

第3号 任意後見受任者 任意後見開始の審判がされる前における任意後見契約の受任者をいう。

第4号 任意後見人 任意後見開始の審判がされた後における任意後見契約の受任者をいう。

2 任意後見契約の方式及び任意後見契約の変更

任意後見契約法第3条の規律を次のように改めるものとする。

任意後見契約は、法務省令で定める様式の公正証書によってしなければならない。その変更についても、同様とする。

5 3 不開始の合意等（予備的な任意後見受任者）

(1) 不開始の合意

① 本人及び任意後見受任者は、任意後見契約を締結する際に、他の任意後見契約の受任者が死亡その他の事由によって欠けるに至るまでは、任意後見開始の審判をすることができない旨の合意をすることができる。

② ①の合意は、法務省令で定める様式の公正証書によってしなければならない。

(2) 任意後見開始の審判の障害事由

現行任意後見契約法第4条第1項各号に次のような規定を加えるものとする。

(1)①の場合において、当該他の任意後見契約の受任者が死亡その他の事由によって欠けるに至っていないとき。

4 任意後見開始の審判及び任意後見監督人の選任

(1) 任意後見開始の審判及び同審判の請求権者

任意後見契約法第4条第1項柱書の規律を次のように改めるものとする。

任意後見契約が登記されている場合において、精神上の理由により本人の事理を弁識する能力が不十分な状況にあるときは、家庭裁判所は、本人、配偶者、四親等内の親族、任意後見受任者、補助人、補助監督人又は任意後見開始の審判を請求することができる者として公正証書によって本人の指定した者の請求により、任意後見開始の審判をする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(2) 任意後見監督人の選任

任意後見監督人の選任について、次のような規律を設けるものとする。

① 家庭裁判所は、任意後見開始の審判をするときは、職権で、任意後見監督人を選任する。

② 任意後見監督人が欠けた場合には、家庭裁判所は、本人、その親族若しくは任意後見人の請求により、又は職権で、任意後見監督人を選任する。

③ 任意後見監督人が選任されている場合においても、家庭裁判所は、必

要があると認めるときは、②に規定する者の請求により、又は職権で、更に任意後見監督人を選任することができる。

④ 家庭裁判所は、明らかに任意後見監督人による監督の必要がないと認めるときは、①及び②の規定にかかわらず、任意後見監督人を選任しないことができる。

(3) 任意後見監督人の選任に当たっての考慮

任意後見監督人の選任に当たっての考慮について、次のような規律を設けるものとする。

任意後見監督人を選任するには、本人の意見（任意後見契約の締結の際に本人が公証人に対して任意後見監督人となる者についての希望を申述した場合には、その申述した内容を含む。）、本人の心身の状態並びに生活及び財産の状況、任意後見監督人となる者の職業及び経歴並びに本人及び任意後見受任者又は任意後見人（これらの者が法人であるときは、その法人及びその代表者をいう。（以下(3)において同じ。））との利害関係の有無（任意後見監督人となる者が法人であるときは、その事業の種類及び内容並びにその法人及びその代表者と本人及び任意後見受任者又は任意後見人との利害関係の有無）その他一切の事情を考慮しなければならない。

5 任意後見契約の制度と補助の制度との関係

(1) 任意後見契約と補助の開始

任意後見契約法第4条第1項第2号及び第2項並びに第10条第3項を削除するものとする。

(2) 任意後見契約が登記されている場合の補助開始の審判の請求権者

任意後見契約が登記されている場合に、本人の利益のために特に必要があると認めるときの補助開始の審判の請求権者に次の者を加えるものとする。

任意後見監督人（任意後見人が欠けたことにより任意後見契約が終了した時に任意後見監督人であった者（任意後見契約が終了した日から起算して一年を経過した者を除く。）を含む。）、任意後見開始の審判を請求することができる者として公正証書によって本人の指定した者

6 本人の意向の尊重及び身上の配慮

任意後見契約法第6条の規律を次のように改めるものとする。

① 任意後見人は、任意後見人の事務を行うに当たっては、本人の心身の状態に応じて、本人に対し、任意後見人の事務に関する情報の提供をして本人のその事務に関する陳述を聴取することその他の適切な方法により、

その事務に関する意向を把握するようにしなければならない。

- ② 任意後見人は、任意後見人の事務を行うに当たっては、前項に規定する方法により把握した本人の意向を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならない。

5

7 任意後見人の解任等

(1) 任意後見開始の審判の障害事由

任意後見契約法第4条第1項第3号ハの規律を次のように、改めるものとする。

10 不正な行為その他任意後見人の任務に適しない事由がある者

(2) 任意後見人の解任

任意後見契約法第8条の規律を次のように、改めるものとする。

15 任意後見人が不正な行為をしたとき、又は任意後見人がその任務に著しく反したことによりその職務を継続させることが相当でないときは、家庭裁判所は、任意後見監督人、補助人、補助監督人、本人、その親族若しくは検察官の請求により、又は職権で、任意後見人を解任することができる。

8 任意後見契約の解除

20 任意後見契約法第9条の規律を次のように、改めるものとする。

- ① 任意後見開始の審判がされる前においては、本人又は任意後見受任者は、いつでも、公証人の認証を受けた書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）によって、任意後見契約の全部又は一部を解除することができる。
- 25 ② 任意後見開始の審判がされた後においては、本人又は任意後見人は、正当な事由がある場合に限り、家庭裁判所の許可を得て、任意後見契約の全部又は一部を解除することができる。

30 第5 成年後見制度に関する家事審判の手続

1 補助開始の審判事件等に係る精神の状況に関する意見の聴取及び鑑定

補助開始の審判事件等に係る精神の状況に関する意見の聴取及び鑑定について、次のような規律を設けるものとする。

- 35 ① 家庭裁判所は、補助開始の審判を受ける者となるべき者の精神の状況につき医師その他適当な者の意見を聴かなければ、補助開始の審判をすることができない。

- ② 家庭裁判所は、特定補助人を付する処分の審判を受ける者となるべき者の精神の状況につき鑑定をしなければ、特定補助人を付する処分の審判をすることができない。ただし、医師二人以上の意見を聴いて、明らかにその必要がないと認めるときは、この限りでない。
- ③ 家庭裁判所は、特定補助人を付する処分の審判を受けた者の精神の状況につき医師の意見を聴かなければ、第1の2(1)③による特定補助人を付する処分の審判の取消しの審判をすることができない。ただし、明らかにその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 補助に関する審判事件における陳述及び意見の聴取

(1) 陳述の聴取

補助に関する審判事件における陳述の聴取について、次のような規律を設けるものとする。

家庭裁判所は、次に掲げる審判をする場合には、次に掲げる者（一、二及び四から十四までにあっては、申立人を除く。）の陳述を聴かなければならない。ただし、補助開始の審判を受ける者となるべき者及び補助開始の審判を受けた者については、その者の精神上の理由によりその者の陳述を聴くことができないときは、この限りでない。

一 補助開始の審判 補助開始の審判を受ける者となるべき者

二 補助人の同意を得なければならない行為の定め審判 補助開始の審判を受ける者となるべき者又は補助開始の審判を受けた者

三 補助人の同意に代わる許可の審判 補助人

四 特定補助人を付する処分の審判の取消しの審判（第1の2③若しくは④又は第1の7②の規定による場合に限る。（2）において同じ。）

特定補助人を付する処分の審判を受けた者及び特定補助人

五 特定補助人を付する処分の審判 特定補助人を付する処分の審判を受ける者となるべき者

六 取り消すことのできる行為の定め審判 補助開始の審判を受ける者となるべき者又は補助開始の審判を受けた者

七 補助人の同意を得なければならない行為の定め審判の取消しの審判（第1の2②又は第1の7②の規定による場合に限る。（2）において同じ。） 補助開始の審判を受けた者及び補助人

八 補助人に対する代理権の付与の審判 補助開始の審判を受ける者となるべき者又は補助開始の審判を受けた者

九 補助開始の審判の取消しの審判 補助開始の審判を受けた者及び補助人

- 十 取り消すことのできる行為の定めの審判の取消しの審判 補助開始
 の審判を受けた者及び特定補助人
 十一 補助人に対する代理権の付与の審判の取消しの審判 補助開始の
 審判を受けた者及び補助人
 5 十二 補助人又は補助監督人の選任の審判 補助開始の審判を受ける者
 となるべき者又は補助開始の審判を受けた者
 十三 補助人の解任の審判 補助開始の審判を受けた者及び補助人
 十四 補助監督人の解任の審判 補助開始の審判を受けた者及び補助監
 督人
 10 十五 特定補助人を付する処分の審判を受けた者に宛てた郵便物等の配
 達の囑託の審判 特定補助人を付する処分の審判を受けた者
 (2) 意見の聴取
 補助に関する審判事件における意見の聴取について、次のような規律
 を設けるものとする。
 15 家庭裁判所は、次に掲げる審判をする場合には、市町村長その他適当な
 者に対し、本人の心身の状態、生活の状況その他の必要な事項に関する意
 見を求めることができる。
 一 補助人の同意を得なければならない行為の定め
 二 特定補助人を付する処分の審判の取消しの審判
 20 三 特定補助人を付する処分の審判
 四 取り消すことのできる行為の定めの審判
 五 補助人の同意を得なければならない行為の定め
 の審判の取消しの審判
 六 補助人に対する代理権の付与の審判
 25 七 取り消すことのできる行為の定めの審判の取消しの審判
 八 補助人に対する代理権の付与の審判の取消しの審判
 九 補助人の選任の審判
 十 補助人の解任の審判
 30 3 補助に関する審判事件における保全処分
 補助の事務の監督の審判事件を本案とする保全処分について、次のよう
 な規律を設けるものとする。
 ① 家庭裁判所は、補助の事務の監督の審判事件が係属している場合に
 いて、補助開始の審判を受けた者の利益のため必要があるときは、補助の
 35 事務の監督の審判の申立てをした者の申立てにより又は職権で、補助人
 が財産の目録の作成を終わるまでの間、補助人の職務の執行を停止し、又

はその職務代行者を選任することができる。

② ①による補助人の職務の執行を停止する審判は、職務の執行を停止される補助人、他の補助人又は①により選任した職務代行者に告知することによって、その効力を生ずる。

③ 家庭裁判所は、いつでも、①により選任した職務代行者を改任することができる。

④ 家庭裁判所は、①により選任し、又は③により改任した職務代行者に対し、補助開始の審判を受けた者の財産の中から、相当な報酬を与えることができる。

4 補助に関する審判事件における家事審判に対する即時抗告

補助に関する審判事件における家事審判に対する即時抗告をすることができる審判及び即時抗告権者について、次のような規律を設けるものとする。

次に掲げる審判に対しては、次に定める者（一及び五にあっては、申立人を除く。）は、即時抗告をすることができる。

一 補助開始の審判 民法及び任意後見契約法において補助開始の審判を申し立てることができる」とされる者

二 補助開始の申立てを却下する審判 申立人

三 補助人の同意に代わる許可の申立てを却下する審判 申立人

四 特定補助人を付する処分の審判の取消しの申立てを却下する審判 民法において特定補助人を付する処分の審判の取消しの審判を申し立てることができる」とされる者

五 特定補助人を付する処分の審判 民法において特定補助人を付する処分の審判を申し立てることができる」とされる者

六 特定補助人を付する処分の審判の申立てを却下する審判 申立人

七 補助開始の審判の取消しの申立てを却下する審判 民法において補助開始の審判の取消しの審判を申し立てることができる」とされる者

八 補助人の解任の審判（第1の4(1)一及び二の事由により解任された場合に限る。） 補助人

九 補助人の解任の申立てを却下する審判 申立人、補助監督人並びに補助開始の審判を受けた者及びその親族

十 補助監督人の解任の審判 補助監督人

十一 補助監督人の解任の申立てを却下する審判 申立人並びに補助開始の審判を受けた者及びその親族

十二 特定補助人を付する処分の審判を受けた者に宛てた郵便物等の配達

の嘱託の審判 特定補助人を付する処分の審判を受けた者及びその親族
十三 特定補助人を付する処分の審判を受けた者に宛てた郵便物等の配達
の嘱託の取消し又は変更の審判 特定補助人
十四 特定補助人を付する処分の審判を受けた者に宛てた郵便物等の配達
の嘱託及びその取消し又は変更の申立てを却下する審判 申立人
十五 補助開始の審判を受けた者の死亡後の死体の火葬若しくは埋葬に関
する契約の締結又は相続財産の保存に必要な行為についての許可の申立
てを却下する審判 申立人

5 任意後見契約法に規定する審判事件に係る家事審判の手続

(1) 任意後見契約法に規定する審判事件における手続行為能力

補助人と任意後見人との併存ができることとすることに伴い、家事事件手続法（平成23年法律第52号）第218条の規律を次のように改めるものとする。

次に掲げる審判事件（三及び五の審判事件を本案とする保全処分についての審判事件を含む。）においては、補助開始の審判を受ける者となるべき者及び補助開始の審判を受けた者（未成年者及び特定補助人を付する処分の審判を受けた者に限る。）は、法定代理人によらずに、自ら手続行為をすることができる。その者が補助開始の審判を受けた者（手続行為をすることにつきその補助人の同意を得ることを要するものに限る。）であって、補助人又は補助監督人の同意がない場合も、同様とする。

一 任意後見開始の審判事件

二 任意後見監督人の選任の審判事件

三 任意後見監督人の解任の審判事件

四 任意後見人の事務の監督の審判事件

五 任意後見人の解任の審判事件

六 任意後見契約の解除についての許可の審判事件

(2) 任意後見契約法に規定する審判事件における陳述の聴取の規律

家事事件手続法第220条第1項の規律を次のように改めるものとする。

家庭裁判所は、次に掲げる審判をする場合には、次に定める者（申立人を除く。）の陳述を聴かなければならない。ただし、本人については、本人の精神上の理由により本人の陳述を聴くことができないときは、この限りでない。

一 任意後見開始の審判 本人

二 任意後見監督人の選任の審判 本人

三 任意後見監督人の解任の審判 本人及び任意後見監督人

四 任意後見人の解任の審判 本人及び任意後見人

五 任意後見契約の解除についての許可の審判 本人及び任意後見人

(3) 任意後見契約法に規定する審判事件における意見の聴取の規律

5 家事事件手続法第220条第2項の規律を次のように改めるものとする。

家庭裁判所は、次に掲げる審判をする場合には、次に定める者の意見を聴かなければならない。

二 任意後見開始の審判 任意後見受任者

10 二 任意後見監督人の選任の審判 任意後見監督人となるべき者

第6 補助開始の審判を受けた者等に関する手続法の規定

1 補助開始の審判を受けた者等の民事訴訟における訴訟能力等

15 民事訴訟法第31条、第32条及び第196条の規律を次のように改めるものとする。

(1) 訴訟能力

民事訴訟法（平成8年法律第109号）第31条の規律を次のように改めるものとする。

20 未成年者及び特定補助人を付する処分の審判を受けた者は、法定代理人によらなければ、訴訟行為をすることができない。ただし、未成年者が独立して法律行為をすることができる場合は、この限りでない。

(2) 補助開始の審判を受けた者の訴訟行為の特則

民事訴訟法第32条の規律を次のように改めるものとする。

25 ① 補助開始の審判を受けた者（訴訟行為をすることにつきその補助人の同意を得ることを要するものに限る。②において同じ。）又は未成年後見人その他の法定代理人が相手方の提起した訴え又は上訴について訴訟行為をするには、補助人若しくは補助監督人又は未成年後見監督人の同意その他の授權を要しない。

30 ② 補助開始の審判を受けた者又は未成年後見人その他の法定代理人が次に掲げる訴訟行為をするには、特別の授權がなければならない。

一 訴えの取下げ、和解、請求の放棄若しくは認諾又は民事訴訟法第48条（第50条第3項及び第51条において準用する場合を含む。）の規定による脱退

二 控訴、上告又は民事訴訟法第318条第1項の申立ての取下げ

35 三 民事訴訟法第360条（第367条第2項及び第378条第2項において準用する場合を含む。）の規定による異議の取下げ又はその

取下げについての同意

(3) 証言拒絶権

民事訴訟法第196条の規律を次のように改めるものとする。

証言が証人又は証人と次に掲げる関係を有する者が刑事訴追を受け、又は有罪判決を受けるおそれがある事項に関するときは、証人は、証言を拒むことができる。証言がこれらの者の名誉を害すべき事項に関すること

一 配偶者、四親等内の血族若しくは三親等内の姻族の關係にあり、又はあつたこと

二 未成年後見人と未成年被後見人の關係にあること。

三 特定補助人と特定補助人を付する処分の審判を受けた者の關係にあること。

2 人事訴訟における訴訟能力等

人事訴訟法第14条の規律を次のように改めるものとする。

① 人事に関する訴えの原告又は被告となるべき者が特定補助人を付する処分の審判を受けた者であるときは、その特定補助人は、特定補助人を付する処分の審判を受けた者のために訴え、又は訴えられることができる。ただし、その特定補助人が当該訴えに係る訴訟の相手方となるときは、この限りでない。

② ①のただし書の場合には、補助監督人が、特定補助人を付する処分の審判を受けた者のために訴え、又は訴えられることができる。

3 手続法上の特別代理人

(1) 民事訴訟法の特別代理人

民事訴訟法第35条の規律を次のように改めるものとする。

① 裁判長は、未成年者又は特定補助人を付する処分の審判を受けた者について、法定代理人がない場合又は法定代理人が代理権を行うことができない場合において、民事訴訟に関する手続が遅滞することにより損害が生ずるおそれがあるときは、利害関係人の申立てにより、特別代理人を選任することができる。

② 特別代理人の選任の裁判は、疎明に基づいてする。

③ 裁判所は、いつでも特別代理人を改任することができる。

④ 特別代理人が訴訟行為をするには、未成年後見人又は特定補助人と同一の授權がなければならない。

(2) 家事事件手続法、非訟事件手続法等の特別代理人

家事事件手続法第 19 条、非訟事件手続法第 17 条等の規律を次のように改めるものとする。

- ① 裁判長は、未成年者又は特定補助人を付する処分の審判を受けた者について、法定代理人がない場合又は法定代理人が代理権を行うことができない場合において、家事事件（非訟事件）の手続が遅滞することにより損害が生ずるおそれがあるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、特別代理人を選任することができる。
- ② 特別代理人の選任の裁判は、疎明に基づいてする。
- ③ 裁判所は、いつでも特別代理人を改任することができる。
- ④ 特別代理人が手続行為をするには、未成年後見人又は特定補助人と同一の授權がなければならない。
- ⑤ ①の申立てを却下する裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

第 7 その他

後見登記等に関する法律（平成 11 年法律第 152 号）の規定その他の所要の規定を整備するものとする。